

第50号議案

品川区立子育て支援施設条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月27日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立子育て支援施設条例

(設置)

第1条 区内において子育て家庭に対する支援の場を提供することを目的として、品川区立子育て支援施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称および所在地)

第2条 施設の名称および所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
品川区立八潮子育て支援施設	東京都品川区八潮五丁目8番41号

(事業)

第3条 施設は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 乳幼児、その保護者、子育て家庭に対する支援を行う地域住民等の相互交流を促進すること。
- (2) 子育てについての相談その他の地域における子育て家庭の支援に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事業

(使用料)

第4条 施設の使用は、無料とする。

(休館日等)

第5条 施設の休館日は12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときまたはやむを得ない事情がある場合は、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

2 開館日における使用時間に関しては規則で定める。

(使用者の義務)

第6条 施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、この条例またはこの条例に基づく規則その他区長の指示を守らなければならない。

(施設の変更制限)

第7条 使用者は、施設の使用に際して、これに特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の制限)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して施設の使用を禁止し、または停止することができる。

- (1) 秩序をみだすおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とする行為があると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、施設の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復し

なければならない。前条の規定により施設の使用を禁止され、または停止されたときも同様とする。

(損害賠償)

第10条 使用者は、施設の使用に際し、施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

(説明) 八潮子育て支援施設を設置する必要がある。